

25 粧事第 023 号
2025 年 12 月 5 日

日本化粧品工業会 正会員各位

日本化粧品工業会
事務局

技能実習評価委員会及び技能実習評価試験委員会への参加について(委員募集)

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、日本化粧品工業会では、技能実習制度に化粧品製造職種(仕上工程作業)の追加に伴い、技能実習生の評価試験実施機関として、今後活動をしていきます。併せて、試験実施機関において委員会の設置が必要となる為、御案内をさせていただきます。技能実習制度の導入をお考えの会員様は、是非ご協力をお願いいたします。

技能実習評価試験を実施するにあたっては、厚生労働省が定めた「技能実習制度における移行対象職種・作業の追加等に係る事務取扱要領」に基づき、技能実習評価試験を客観的かつ公平に運営するため、技能実習評価委員会及び技能実習評価試験委員会を設置することとされております。委員会の設置目的、予定される活動の内容等については別添1をご参照下さい。

つきましては、各委員会に委員として参加していただける方のご推薦をお願い申し上げます。ご推薦いただける場合は、12 月 22 日(月)までに、粧工会 技能評価部 e-mail: d_ginohyoka@jcia.org までご連絡ください。追って委員の申込用紙をお送り致します。なお、多数ご推薦いただき、定員を超過した場合には、誠に恐縮ではございますが、事務局にて調整させていただきますことを、あらかじめご了承下さいますようお願い申し上げます。

本件に関するお問い合わせは技能評価部水野までご連絡下さい。

敬 具

技能実習試験機関における委員会設置について

日本化粧品工業会では、技能実習制度に化粧品製造職種(仕上工程作業)の追加に伴い、技能実習生の評価試験実施機関として、今後活動をしていきます。
併せて、試験実施機関において委員会の設置が必要となる為、ご協力の御案内をさせていただきます。

1.趣旨

技能実習評価試験を実施するにあたっては、厚生労働省が定めた「技能実習制度における移行対象職種・作業の追加等に係る事務取扱要領」に基づき、技能実習評価試験を客観的かつ公平に運営するため、技能実習評価委員会(以下「評価委員会」という。)及び技能実習評価試験委員会(以下「試験委員会」という。)を設置することとされている。

このため、「委員会の設置及びその運営等に関する細則」を改正して評価委員会及び試験委員会を設置するとともに、以下の要領で委員の推薦をお願いしたい。

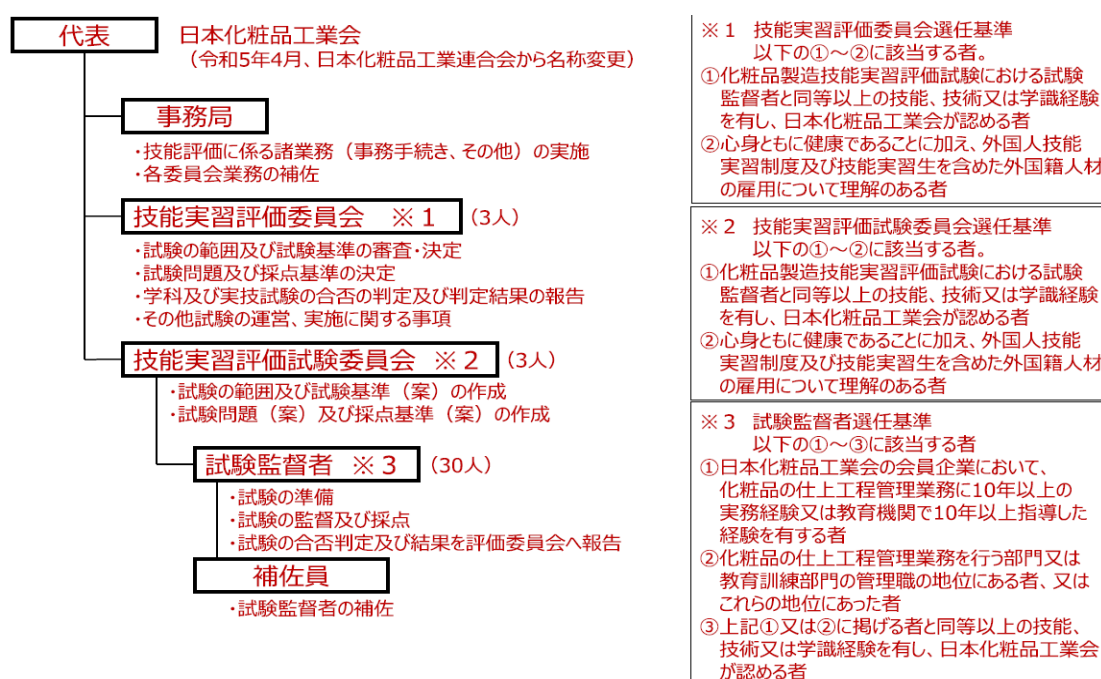
2.委員会組織と主な活動範囲

(1)技能実習評価委員会

技能実習評価試験に係る試験の範囲及び試験基準の審査・決定、試験問題及び採点基準の決定、合否の判定及び報告、その他技能実習評価試験の運営・実施に関することを行う。

(2)技能実習生評価試験委員会

技能実習評価試験に係る試験の範囲及び試験基準並びに試験問題及び採点基準の原案を作成する。



※試験監督者は今回対象外となります。

3. 委員会の主な任務・任期等

(1) 評価委員会(委員 3 名以上)

- ・試験の範囲及び試験基準の審査・決定
- ・試験問題及び採点基準の決定
- ・試験監督者の報告に基づく合否の判定及び判定結果の報告
- ・その他、試験の運営、実施に関する事項の検討

(2) 試験委員会(委員 3 名以上)

- ・試験の範囲(案)及び試験基準(案)の作成
- ・試験問題(案)及び採点基準(案)の作成

(3) 委員長

各員の中から互選により選出する(任期は 3 年。但し再任を妨げない)

(4) 委員の任期

両委員会ともに委員の任期は 3 年、ただし、再任することができる。

(5) 委員会の開催頻度

- ・評価委員会
2 回/年程度開催するほか、試験実施後に合否判定について適時、書面開催
- ・試験委員会
2 回/年程度開催

4. 委員の要件

- ・外国人技能実習制度及び技能実習生を含めた外国籍人材雇用について理解があり、かつ評価試験対象職種(仕上工程管理作業)について専門的な技能、技術、実務経験または学識経験を有すること
- ・社内において技能実習に係る業務に直接、関係していないこと(技能実習責任者、技能実習指導員、生活指導員など技能実習計画に明記されていない方)

以上